

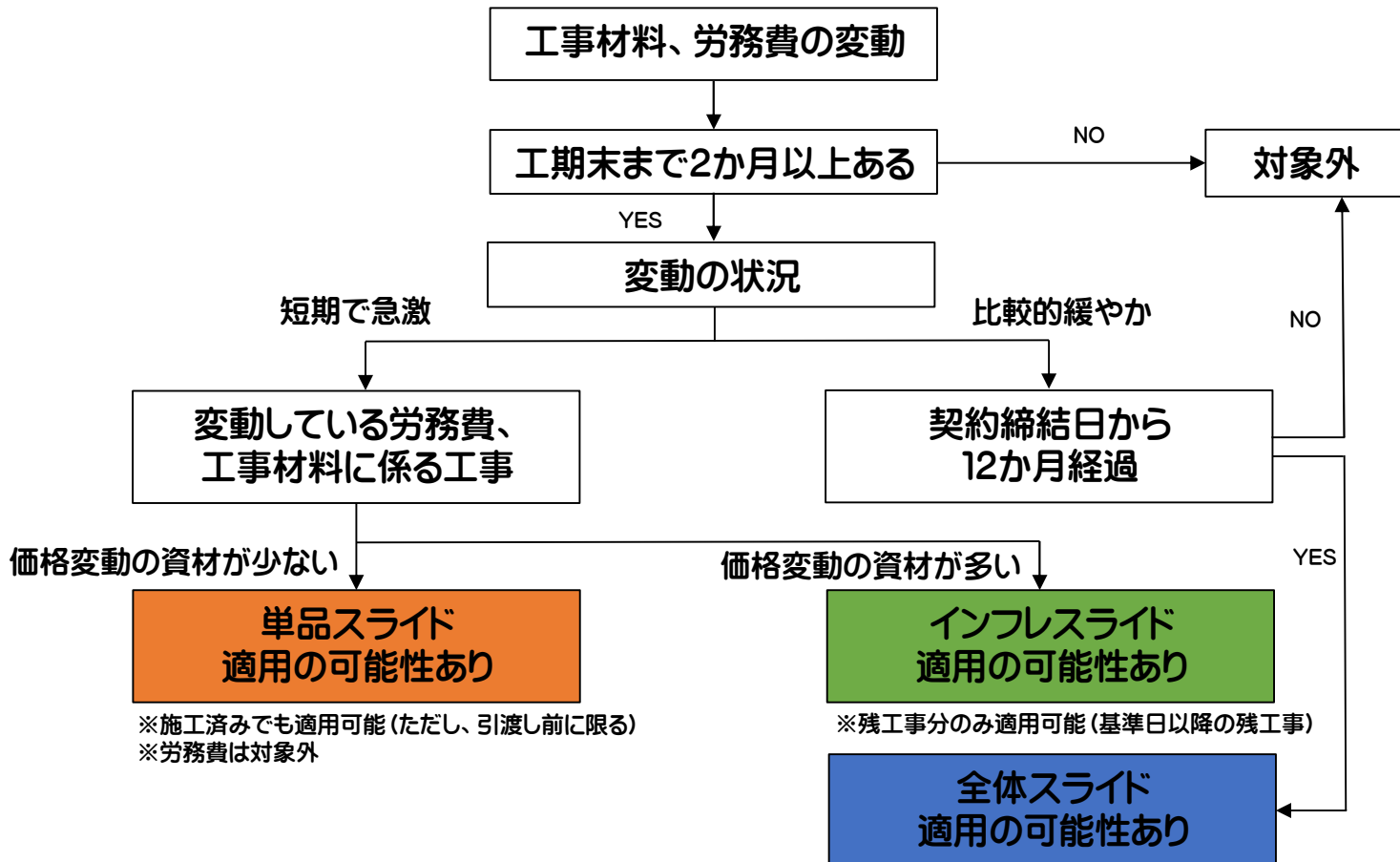
スライド条項

千葉県建設工事請負契約書第26条に規定された制度です。

下記に該当する場合は、スライド条項が活用できる可能性があります。

- ・特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合
(**単品スライド**)
- ・急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合 (**インフレスライド**)
- ・契約締結日から1年経過した後に賃金水準又は物価水準が変動した場合 (**全体スライド**)

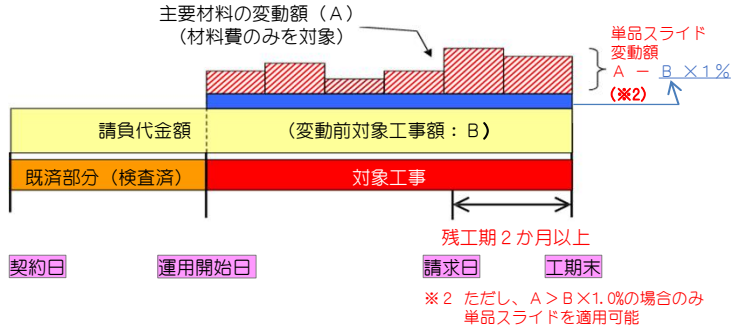
スライド条項適用フロー



単品スライド(第26条第5項)

対象(A)	対象外(既済部分)
<ul style="list-style-type: none"> 変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 (対象工事費 = 請負代金額 - 既済部分請負代金額) 	<ul style="list-style-type: none"> 部分払完了部分(※1) 部分引渡し完了部分

※1 部分払検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。



- 工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
 - その他材料の分類については発注担当課に相談してください。
 - 対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品書、請求書など)を提出する必要があります。
- ※「既済部分」が無い場合は、全体が対象工事になります。

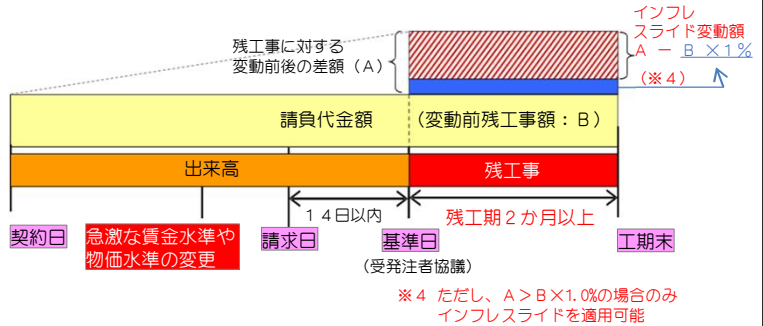
スライド額(変更額)

$$= A \text{ の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

インフレスライド(第26条第6項)

対象(A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> 基準日(※1)以降に施工する部分 基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> 基準日時点で施工済み部分 基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

※1 基準日: 受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日



- 工期内に賃金水準(設計労務単価)の変更が生じていなくても、インフレスライド請求を可能とします。
- 全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- 請求は直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における受注者及び発注者からのスライド協議の請求は、1回を基本としますが、複数回のインフレスライド請求も可能とします。

スライド額(変更額)

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約時点の残工事金額} \times 1\%$$

(※2)

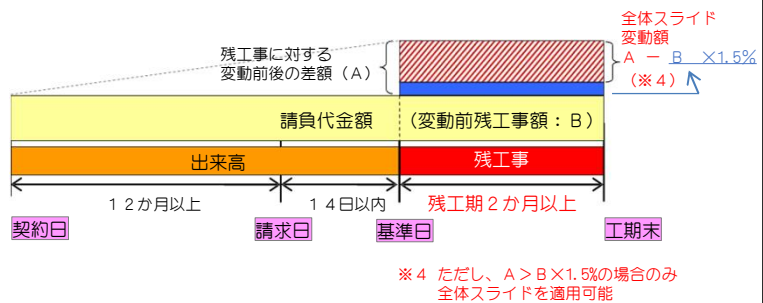
(※3)

※2 変動額: 基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額
 ※3 工事金額: 官積算による工事価格 × 落札率

全体スライド(第26条第1項~第4項)

対象(A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> 基準日(※1)以降に施工する部分 基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> 基準日時点で施工済み部分 基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

※1 基準日: 受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日



- インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- 全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に再度請求することができます。

スライド額(変更額)

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約時点の残工事金額} \times 1.5\%$$

(※2)

(※3)

※2 変動額: 基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額
 ※3 工事金額: 官積算による工事価格 × 落札率